

◎愛媛県青少年保護条例施行規則

制定	昭和四十二年十二月五日	規則第四十号
改正	昭和四十四年九月二日	規則第三十四号
	昭和四十五年九月一日	規則第三十七号
	昭和四十六年四月一日	規則第二十九号
	昭和四十八年四月一日	規則第二十五号
	昭和四十九年四月一日	規則第三十号
	昭和五十二年十月十四日	規則第五十一号
	平成元年十月六日	規則第四十九号
	平成四年三月三十一日	規則第十号
	平成八年六月二十八日	規則第二十八号
	平成十一年三月二十三日	規則第六号
	平成十三年三月三十一日	規則第二十六号
	平成十四年一月十一日	規則第七号
	平成十七年十二月十六日	規則第七十三号
	平成十八年八月二十九日	規則第五十三号
	平成十九年十二月二十一日	規則第五十一号

(趣旨)

第一条 この規則は、愛媛県青少年保護条例(昭和四十二年愛媛県条例第二十号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(興行者等の揭示)

第二条 条例第四条第四項及び第十三条第二項の規定による揭示は、標識(様式第一号)を掲出することによつてしなければならない。

(有害な図書類等として指定を受けたものとみなす書籍等の内容)

第三条 条例第五条第四項第一号、第二号及び第五号の規則で定める写真又は絵は、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又はこれらを描写した絵(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

- ア 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな姿態で次のいずれかに該当するもの
- イ 女性が下たい部を開いた姿態
- ウ 女性が陰部、でん部又は乳房を誇示した姿態
- エ 自慰の姿態
- オ 排せつの姿態
- カ 愛ぶの姿態
- ク 緊縛の姿態
- ケ 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
- コ 性交又はこれを連想させる性行為

イ 強姦その他の陵辱行為

ウ 同性間の性行為

エ 変態性欲に基づく性行為

2 条例第五条第四項第三号及び第四号の規則で定める場面は、前項各号のいずれかに該当するものを描写した場面(陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。)とする。

(有害図書類等の陳列方法)

第四条 条例第五条第六項の規定による有害図書類等の陳列は、次の各号のいずれかによるものとする。

- ・ 間仕切り等により仕切られ、内部を容易に見通すことができない措置が講じられた場所にまとめて陳列すること。
- ・ 有害図書類等から十センチメートル以上張り出した仕切り板(透視できない材質のものに限る。以下同じ。)を設け、当該仕切り板と仕切り板との間又は当該仕切り板と壁面との間にまとめて陳列すること。
- ・ 他の図書類等を陳列する棚から六十センチメートル以上離れた位置にある棚又は他の図書類等を陳列する棚の背面の棚にまとめて陳列すること。
- ・ 床面から一五〇センチメートル以上の高さの位置に、背表紙のみが見えるようにして、まとめて陳列すること。
- ・ 図書類等の販売若しくは貸付けの業務又は図書類等を見せ、読ませ、若しくは聞かせる業務に従事する者が常駐する場所から半径五メートル以内の屋内の容易に監視することができるところにまとめて陳列すること。

(有害ながん具類等として指定を受けたものとみなすがん具類等の形状等)

第五条 条例第五条の二第四項第三号の規則で定める形状、構造又は機能を有する物品は、次の各号のいずれかに該当する物品とする。

- ・ 性器の形状又は性器に著しく類似する形状を有する物品
- ・ 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有する物品
- ・ 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。)

(自動販売機等の設置の届出等)

第六条 条例第五条の三第一項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(様式第二号)を提出して行わなければならない。

2 条例第五条の三第二項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- 廣 自動販売機等の設置場所の付近の見取図
- 廣 自動販売機等の設置場所の使用に係る権原を証する書類の

写し

自動販売機等業者が管理者とならない場合は、次に掲げる書類

- ・ 管理者就任承諾書(様式第三号)
- ア 管理者の居所を証する書類
- イ 権限付与証明書(様式第四号)
- ウ 条例第五条の三第三項に規定する届出済証は、届出済証(様式第五号)によるものとする。
- 4 届出済証を破り、汚し、又は失ったときは、その理由を付し、知事に再交付を申請しなければならない。

(管理者の要件)

第七条 条例第五条の四第二項第二号の規則で定める区域は、自動販売機等が設置されている場所と同一の市町の区域に隣接する市町の区域とする。

2 条例第五条の四第二項第三号の規則で定める要件は、未成年者、成年被後見人又は被保佐人でないこととする。

(自動販売機等の変更等の届出)

第八条 条例第五条の五第一項の規定による届出は、自動販売機等変更届出書(様式第六号)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第六条第二項各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(自動販売機等業者の地位の承継の届出)

第九条 条例第五条の六第三項の規定による届出は、自動販売機等承継届出書(様式第七号)を提出して行わなければならない。

2 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

- ・ 廣 当該届出に係る地位の承継が自動販売機等の譲受け又は借受けによるものである場合は、当該譲受け又は借受けの事実を証する書類の写し
- 廣 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し
- ・ 廣 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書
- ・ 廣 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

(規制場所等)

第十条 条例第五条の八第四号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 廣 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第二百二十四条に規定する専修学校(高等課程を置くものに限る。)
- 廣 社会教育法(昭和二十四年法律第二〇七号)第二十一条に規定する公民館
- ・ 博物館法(昭和二十六年法律第二八五号)第二条第一項に規

定する博物館及び同法第二十九条に規定する博物館に相当する施設

・ 主として青少年の体育、レクリエーション、研修又は宿泊の用に供される施設で知事が指定するもの

2 前項の規定は、告示によつて行ふ。

(自動販売機によるツーショットダイヤル等利用カードの販売の届出)

11 条例第十三条の六第一項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機設置届出書(様式第八号)を提出して行わなければならない。

2 条例第十三条の六第二項の規定で定める書類は、自動販売機の設置場所の付近の見取図及び自動販売機の設置場所の使用に係る権原を証する書類とする。

3 条例第十三条の六第三項において準用する条例第五条の第三項に規定する届出済証は、届出済証によるものとする。

4 条例第十四項の規定は、前項の届出済証について準用する。

5 条例第十三条の六第三項において準用する条例第五条の第五項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機変更届出書(様式第九号)を提出して行わなければならない。

6 前項の届出書には、当該届出に係る事項についての変更後の第二項に規定する書類を添付しなければならない。

7 条例第十三条の六第三項において準用する条例第五条の第六項の規定による届出は、ツーショットダイヤル等利用カード自動販売機承継届出書(様式第十号)を提出して行わなければならない。

8 前項の届出書には、次の書類を添付しなければならない。

廣 当該届出に係る地位の承継が相続によるものである場合は、当該相続の事実を証する書類の写し

・ 当該届出に係る地位の承継が合併によるものである場合は、当該合併に係る契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

・ 当該届出に係る地位の承継が分割によるものである場合は、当該分割に係る分割計画書又は分割契約書の写し及び法人にあつては、登記事項証明書

(公表)

第十二条 条例第十三条の八の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- 廣 愛媛県報への掲載
- 廣 愛媛県が発行する広報紙への掲載
- ・ 愛媛県庁舎の掲示場への掲示

・ 関係市町の協力を得て、関係市町の掲示場に掲示すること。

・ 関係市町の協力を得て、関係市町の公報又は広報紙に掲載すること。

・ インターネットによる公開

・ その他知事が適当と認める方法

2 条例第十三条の八の規定で定める事項は、次に掲げるものとする。

廣 命令を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

廣 条例第五条第九項、第五条の七第四項、第七条第二項又は第十三条の五第三項の規定による命令の内容

(立入調査員の証)

第十三条 条例第十七条第二項に規定する証票は、立入調査員の証(様式第十一号)によるものとする。

(書類の経由)

第十四条 条例及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、自動販売機等の設置場所を管轄する地方局長を経由しなければならない。

(補則)

第十五条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に關し必要な事項は、知事が定める。

附 則(平成八年六月二十八日規則第二十八号)

1 この規則は、平成八年七月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に交付されている第一条の規定による改正前の愛媛県青少年保護条例施行規則様式第六号の規定による証票は、同条の規定による改正後の愛媛県青少年保護条例施行規則様式第四号の規定による証票とみなす。

附 則(平成十一年三月二十三日規則第六号)

この規則は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則(平成十三年三月三十一日規則第二十六号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されている改正前のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定による申請書その他の書類とみなす。

3 この規則の施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年一月一日から施行する。

(愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に關する条例施行規則の廃止)

2 愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に關する条例施行規則(昭和五十二年愛媛県規則第五十二号)は、廃止する。

(経過措置)

3 愛媛県青少年保護条例の一部を改正する条例(平成十七年愛媛県条例第七十八号)附則第三項の規定の適用を受ける者に対する改正後の愛媛県青少年保護条例施行規則(以下「新規則」という。)様式第二号及び様式第八号の規定の適用については、これらの規定中「開始しようとする年月日」とあるのは、「開始した年月日」とする。

4 この規則の施行の際現に交付されている改正前の愛媛県青少年保護条例施行規則様式第二号の規定による証票及び附則第二項の規定による廃止前の愛媛県自動販売機の適正な設置及び管理に關する条例施行規則様式第四号の規定による証票は、新規則様式第十一号の規定による証票とみなす。

附 則(平成十八年八月二十九日規則第五十三号)

(施行期日)

1 この規則は、平成十八年九月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に改正前のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付している書類は、改正後のそれぞれの規則の様式の規定により提出され、又は交付した書類とみなす。

3 この規則施行の際現にある改正前のそれぞれの規則の様式の規定による書類の用紙は、平成十八年度に限り使用することができる。

附 則(平成十九年十二月二十一日規則第五十一号)

この規則は、平成十九年十二月二十六日から施行する。